

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当る場合は翌日)

## 目次

◇ 告 示  
昭和四十六年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度  
休猟区の設定

## 告 示

### 鳥取県告示第七百十三号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、昭和四十六年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

昭和四十六年九月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

保安林の種類	同一の単位とされる保安林の所在			皆伐面積 の限度	単位区域名
	場所	市郡名	町村名		
水源かん養保安林 土砂流出防備保安林	八頭郡のうち河原町及び郡家町を 除く地域	八頭郡	若桜	一三五・七二	八頭地区
千害防備保安林	八頭郡	船岡	喜才谷山	〇・一九	喜才谷山
千害防備保安林	八頭郡	船岡	明見谷東平	〇・四六	明見谷東平
千害防備保安林	八頭郡	船岡	池ノ内下平	〇・八二	池ノ内下平
水源かん養保安林	鳥取県	鳥取	赤波	一・六〇	赤波
土砂流出防備保安林	八頭郡	河原・郡家	八五八・九四	八五八・九四	鳥取地区
土砂流出防備保安林	八頭郡	河原	一・五八	一・五八	河原
土砂流出防備保安林	八頭郡	河原	六・〇七	六・〇七	郡家
土砂流出防備保安林	八頭郡	河原	八一・七〇	八一・七〇	岩美
土砂流出防備保安林	八頭郡	河原	四・〇〇	四・〇〇	国府
土砂流出防備保安林	八頭郡	河原	〇・三〇	〇・三〇	福部
土砂流出防備保安林	八頭郡	河原	三二・〇七	三二・〇七	鳥取
土砂流出防備保安林	八頭郡	河原	一・〇八	一・〇八	気高
土砂流出防備保安林	八頭郡	河原	六二・二四	六二・二四	鹿野
土砂流出防備保安林	八頭郡	河原	一一・〇四	一一・〇四	青谷
土砂流出防備保安林	八頭郡	河原	四・二六	四・二六	長谷

林	土砂流出防備保安	水源かん養保安林	杉地	金屋	槻下	大谷	宮内	大原	栗尾	志津	倉吉	東伯	三朝	東郷	倉吉	東伯	倉吉	水源かん養保安林	林	土砂流出防備保安
岸	会	大	中	溝口・江府	米子	東伯	大郷	東郷	東郷	東郷	東伯	東伯	東伯	東伯	東伯	東伯	東伯	東伯	東伯	東伯
本	見	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山
四・六六	一・三三	四・〇二	〇・六四	四五・八二	〇・七六	〇・七四	〇・〇八	〇・六五	〇・〇四	〇・六六	一・七六	〇・三〇	一四・八〇	一八・八四	三〇・二三	四三・九四	三四・〇八	五九六・八八	一・〇二	一五・八二
岸	会	大	中	米子地区	杉地	金屋	槻下	大谷	宮内	大原	栗尾	志津	東伯	東伯	東伯	東伯	東伯	倉吉地区	水谷	高路

林	土砂流出防備保安	水源かん養保安林	日野	日野	日野・日南	西伯	西伯	西伯	西伯	西伯	西伯	西伯	西伯	西伯	西伯	西伯	西伯	西伯	西伯	西伯
日南	日野	日野	日野	日野	日野	日野	日野	日野	日野	日野	日野	日野	日野	日野	日野	日野	日野	日野	日野	日野
三・六二	〇・一〇	二・一六	二・四四	二・一八	二・〇六	二・二〇	〇・八二	〇・一〇	六・四二	一四・八八	三・六六	六・四二	一四・八八	三・六六	六・四二	一四・八八	三・六六	六・四二	一四・八八	三・六六
西伯	米子	溝口	江府	宮内	赤松	長田	孝靈山	孝靈山	日野地区	日野	日野	日野	日野	日野	日野	日野	日野	日野	日野	日野

鳥取県告示第七百十四号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第九条の規定に基づき、次のとおり休猟区を設定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第百八号）第二十四条の規定により告示する。

昭和四十六年九月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	区 域	期 間	面 積	
飯盛山休猟区	<p>気高郡青谷町楠根地内の一般県道川上青谷停車場線と町道宮前線(宮前橋東詰)との交差点を基点とし、同基点から一般県道川上青谷停車場線を南方に進み、同県道と町道澄水線との交差点に至り、同点から町道澄水線を南東方に進み、林道大谷線の起点に至り、同点から同林道を南東方に進み、山道澄水俵原線に至り、同山道を南方に進み、青谷町と三朝町との境界に至り、同点から青谷町と三朝町との境界を西方に進み、三角点六百七十二米に至り、同三角点から町界を北方に進み、川上峠を経て通称山道湯棚、冥加谷線との交差点に至り、同点から同山道を東方に進み、農道妙見谷線に至り、同農道を北東方に進み、勝部川左岸に至り、同点から勝部川左岸を北方に進み、宮前橋に至り同橋を渡り、基点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>昭和四十六年九月一日から 昭和四十九年八月三十一日まで</p>	八二二	
尾蔭休猟区	<p>八頭郡佐治村余戸地内の主要地方道湯原用瀬線と余戸から岡山県倉見に通ずる山道八本越線との交差点を基点とし、同基点から山道八本越線を南方に進み、鳥取県と岡山県との境界に至り、同点から鳥取県と岡山県との境界を西方に進み、辰巳峠に至り、同峠から主要地方道湯原用瀬線を東北方に進み、基点に至る線に</p>	<p>西郷休猟区 八頭郡河原町湯谷地内の一般県道 柚小屋曳田線と町道湯谷線との交差点を基点とし、同基点から一般県道 柚小屋曳田線を西方に進み、河原町北村地内の林道落河内線との交差点に至り、同点から、林道落河内線を北方に進み、同林道の終点に至り、同点から山道落河内安蔵越線を北西方に進み、鳥取市と河原町との境界に至り、同点から同境界を東方に進み、山道湯谷砂見越線との交差点に至り、同点から山道湯谷砂見越線を南方に進み、町道湯谷線に至り、同点から町道湯谷線を南方に進み、基点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>昭和四十六年九月一日から 昭和四十九年八月三十一日まで</p>	九二二
尾蔭休猟区	<p>八頭郡佐治村余戸地内の主要地方道湯原用瀬線と余戸から岡山県倉見に通ずる山道八本越線との交差点を基点とし、同基点から山道八本越線を南方に進み、鳥取県と岡山県との境界に至り、同点から鳥取県と岡山県との境界を西方に進み、辰巳峠に至り、同峠から主要地方道湯原用瀬線を東北方に進み、基点に至る線に</p>	<p>昭和四十六年九月一日から 昭和四十九年八月三十一日まで</p>	一五五二	

<p>囲まれた一円の地域</p>	<p>駒帰休猟区</p> <p>八頭郡智頭町中原地内の主要地方道智頭佐用線と林道横瀬線との交差点を基点とし、同基点から林道横瀬線を北東方に進み、同林道の終点に至り、同点から本谷上ノ平官行造林地の西境界線を北東方に進み、国有林との境界に至り、同点から官行造林と国有林との境界を東南に進み、三角点千三百十九米に至り、同点から国有林と民有林との境を東方に進み、鳥取県と岡山県との境界に至り、同点から鳥取県と岡山県との境界を南西方に進み、志戸坂峠に至り、同峠から主要地方道智頭佐用線を北西方に進み、基点に至る線に囲まれた一円の地域</p> <p>東伯郡関金町山口地内の山口神社を基点とし、同基点から国道三百十三号を南西方に進み、大狭峠に至り、同峠から鳥取県と岡山県との境界を西方に進み、中蒜山に至り、同点から国有林四十九林班と五十林班との境を北東方に進み、民有林との</p>	<p>昭和四十六年九月一日から 昭和四十九年八月へクタイトル 三十一日まで</p>	<p>一八〇〇</p>
<p>下蒜山休猟区</p> <p>境に至り、同点から民有林と国有林四十九林班との境を東南方に進み、清水谷から岡山県下福田に通ずる山道清水下福田線との交差点に至り、同点から山道清水下福田線を北方に進み、林道清水谷線に至り、同点から林道清水谷線を北東方に進み、同町今西地内の一般県道如来原線との交差点に至り、同点から一般県道如来原線を東方に進み、町道崎山線との交差点に至り、同点から山道崎山・田中線を南西方に進み、基点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>赤碕休猟区</p> <p>東伯郡赤碕町赤碕地内の山陰本線赤碕踏切を基点とし、同基点から県道赤碕停車場上山線を南方に進み、町道松林寺今地線との交差点に至り、同交差点から町道松林寺今地線を南方に進み、町道寺坂線との交差点に至り、同点から町道寺坂線を北東方に進み、町道中峰線に至り、同町道を東方に進み、町道堤頭線に至り、同町道を南東方に進み、赤碕町農免農道との交差点に至り、同点</p>	<p>昭和四十六年九月一日から 昭和四十九年八月へクタイトル 三十一日まで</p>	<p>一四四二</p>
<p>昭和四十六年九月一日から 昭和四十九年八月へクタイトル 三十一日まで</p>	<p>五一〇</p>		

<p>から農免農道を北東方に進み、町道別所東線との交差点に至り、同点から町道別所東線を北東方に進み、山陰本線の踏切に至り、同踏切から山陰本線を北西方に進み、基点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>西伯郡会見町天方地内の一般県道伯太岸本線と溝口天万米子線との交差点を基点とし、同基点から一般県道溝口天万米子線を北東方に進み、会見町市山部落内の同道と一般県道福頼市山伯耆大山停車場線との交差点に至り、同点から一般県道福頼市山、伯耆大山停車場線を南方に進み、西伯町馬佐良を経て福頼部落内の同道と一般、県道西伯根雨線との交差点に至り、同点から一般県道西伯根雨線を西北に進み、同道と主要地方道米子石見、新見線との交差点三本木橋に至り、同点から主要地方道、米子石見、新見線を北方に進み西伯町阿賀部落内の同道と一般県道伯太岸本線との交差点に至り、同点から一般県道伯太岸本線を北東に進</p>	<p>昭和四十六年九月一日から 昭和四十九年八月三十一日まで</p>	<p>一四三〇</p>
<p>畑池休猟区</p>	<p>み、基点に至る様に囲まれた一円の地域</p> <p>日野郡溝口町二部地内の一般県道西伯根雨線と一般県道黒坂溝口線との交差点を基点とし、同基点から一般県道西伯根雨線と南東方に進み、溝口町と日野町との境界に至り、同点から溝口町と日野町との境界を南西に進み、津地峠に至り、同峠から溝口町畑池から日野町津地に通ずる山道畑池津地越線を北方に進み、町道畑池線に至り、同点から町道畑池線を北方に進み、一般県道黒坂溝口線との交差点に至り、同点から一般県道黒坂溝口線を北方に進み、基点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>昭和四十六年九月一日から 昭和四十九年八月三十一日まで</p>	<p>五〇〇</p>
<p>金谷山休猟区</p>	<p>日野郡江府町俣野地内の一般県道上徳山俣野江府線と山道俣野土用越線との交差点を基点とし、同基点から一般県道上徳山俣野江府線を東方に進み、鳥取県と岡山県との境界に至り、同点から鳥取県と岡山県との境界を南西方に進み金ヶ谷山を経て国有林一〇一六林班と一〇一七林班</p>	<p>昭和四十六年九月一日から 昭和四十九年八月三十一日まで</p>	<p>一一〇〇</p>

<p>上石見休嶺区</p>	<p>日野郡日南町宗金地内の主要地方道米子石見新見線と町道宗金井原線との交差点を基点とし、同基点から主要地方道米子石見新見線を南東方に進み、鳥取県と岡山県との境界に至り、同点から鳥取県と岡山県との境界を西方に進み、一般県道多里神郷線に至り、同点から一般県道多里神郷線を西方に進み、一般県道猪子原上石見停車場線との交差点に至り、同点から一般県道猪子原上石見停車場線を北東方に進み、町道宗金井原線との交差点に至り、同点から町道宗金井原線を東方に進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>との境界に至り、同点から国有林一〇一六林班と一〇一七林班との境を北方に進み、民有林との境に至り、同点から民有林と国有林一〇一六林班との境を東方に進み、山道俣野土用越線との交差点に至り、同点から山道土用越線を北西方に進み、基点に至る線に囲まれた一円の地域</p>
<p>日野郡日南町下萩地内の一般県道</p>	<p>昭和四十六年九月一日から 昭和四十九年八月三十一日まで</p>	<p>八三〇</p>

<p>上萩山休嶺区</p>	<p>多里横田線と町道滑線との交差点を基点とし、同基点から町道滑線を北方に進み、山道滑万戈越線に至り、同点から山道滑万戈越線を北西方に進み、鳥取県と島根県との境界に至り、同点から鳥取県と島根県との境界を南西方に進み、竜駒峠に至り、同峠から一般県道多里横田線を東方に進み、基点に至る様に囲まれた一円の地域</p>	<p>昭和四十六年九月一日から 昭和四十九年八月三十一日まで</p>	<p>八九〇</p>
---------------	---	--	------------

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】